

広島県告示第十二号

平成三十年広島県告示第十二号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める一般納付金所得係数）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・九四五四〇六三五七〇〇六一」を「〇・九四四一四六〇一四四四五七」に改める。